

大垣市税条例の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第8条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第16条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第18条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 大垣市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第8条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第16条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。